

## 宇陀市地域公共交通会議設置要綱

## (設置)

第1条 宇陀市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を、宇陀市における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

## (所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 宇陀市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項

(2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## (交通会議の構成)

第3条 交通会議は、別に定める委員をもって組織する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により交通会議の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第5条 交通会議に会長を1人置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は会長が招集する。

2 交通会議の議長は、会長が指名する。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。

## (庶務)

第7条 交通会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

## (報酬)

第8条 委員の報酬は、これを支給しない。

## (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

宇陀市地域公共交通会議設置要綱（第3条関係）

宇陀市地域公共交通会議 組織構成

構 成		所属団体名	役 職
委員会	会 長	宇陀市	市 長
	委 員	近畿運輸局奈良運輸支局	支 局 長
		奈良県土木部	次 長
		奈良県宇陀土木事務所	所 長
		奈良県宇陀警察署	署 長
		県生活交通対策連絡協議会（委員）	副 市 長
		宇陀市自治連合会	会 長
		宇陀市観光連盟	会 長
		（社）宇陀市社会福祉協議会	会 長
		宇陀市身体障害者福祉協会	会 長
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
		社団法人奈良県バス協会	専務理事
		奈良県タクシー協会	専務理事
		奈良交通株式会社	取締役自動車事業本部 副本部長
		三重交通株式会社	取締役自動車事業本部長
		奈交宇陀タクシー株式会社	取締役支配人
		宇陀市内福祉運送事業者	代 表 者